

中小企業の外国人従業員に 対する研修等支援助成金に 関する研究と考察

助成金実務研究会 2023年2月4日

社会保険労務士・行政書士 佐藤正巳

中小企業の外国人従業員等の支援助成金の目的とは

中小企業における外国人従業員の定着を推進するため、**外国人従業員への日本語教育等に要する経費の一部を助成する事業**です。

東京都産業労働局が実施しています。本年度の締め切りは2022年12月7日でした。2023年度についても引き続き行われることが予想されます。今後、外国人労働者の数が増えていくことで、ますます日本語教育の重要性が増していくことは確実で、国の制度として同じような内容の助成金制度はできると予想されます。

一般コースとウクライナ避難民コース

- 東京都の助成金であるために、対象は東京都内の中小企業ということになります。上限50万円で、助成率は50%となります。
- 2022年10月17日に新設されたウクライナ避難民採用企業コースについては、都内の中堅企業または中小企業についても対象となります。ウクライナ避難民のコースについては、助成率が100%となっています。これは、日本と縁のない人が来日しているために、日本語力が全くないのと、人道的な配慮によるものです。
- なお、ウクライナ人の求人に関しては、法務省出入国在留管理庁に専用サイトが設けられています。

対象となる外国人の在留資格について

- 企業は、永住者や日本人の配偶者などの身分系の在留資格を持つ外国人を雇用することができます。今回の助成金については、日本人と結婚しているなど身分系の在留資格は対象外です。
- 就労系の資格でも4つの在留資格に限り対象となります。それらは、①「技術・人文知識・国際業務」②「技能」③「特定技能」④「技能実習」です。
- 就労系の在留資格でも「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」は対象外になります。

ウクライナ避難民の場合は、単純作業系の仕事も含めほぼ対象となります。

- ウクライナ避難民の場合、就労可能な在留資格として「特定活動」が与えられます。出入国在留管理庁では、避難を目的にウクライナから日本に来た方については、変更申請で「短期滞在」から「特定活動」の在留資格を与えることにしています。
- ウクライナ避難民の場合は、就労可能な在留資格「特定活動」を持っているれば、日本語習得のための研修コースの対象となります。
- 例えば、パン屋で働くウクライナ人やレストランで働くウクライナ人などがテレビ等で紹介されています。このようなタイプの仕事に就く場合も、助成金の対象になります。

ウクライナ避難民の数

- 2022年12月末で、2193人のウクライナ避難民が来日しています。
- 男性 568人 女性 1625人
- 18歳未満 424人
- 18歳から60歳まで 1487人
- 61歳以上 282人

ウクライナ避難民コースの特徴

- 日本に避難してきた避難民にとって生活を安定させるために労働する必要があります。そのために日本語の学習が欠かせません。学習機会を与えることを狙いにしています。
- 採用する中小企業にとって負荷がかかることを避けるために、日本語の学習に係るコストを助成金として全額支給するというものです。
- 助成金の対象となるのは、都内の事業所に勤務する従業員でウクライナ避難民証明書を持ち、就労可能な在留資格である「特定活動」等を持つ人たちです。

助成金の対象となる事業とは？

- 日本語能力試験のN2レベル以下の外国人従業員を対象としたビジネスに必要な日本語教育等で、①から④の内容に合致するものが助成金の対象となります。
- ① 日本語教員による日本語教育
- ② 日本語教材の作成（日本語教員が作成したもの）
- ③ ビジネスマナー講座
- ④ 異文化理解に係る講座
- ただし、③と④は、単体では助成金の対象とはなりません。①か②とセットで実施することが必要です。法務省告示の内容の420時間の研修を受けることで、社会保険労務士自身が①の講師となり、②の教材作成を行うことができます。

日本語教育の内容

- ① 日本語教員による日本語教育は、対象となる企業の外国人労働者の総受講時間数が50時間以上である必要があります。
- ② 日本語教材は、日本語教員が作成したもので想定学習時間数が50時間以上の内容となっていることが求められています。
- 一度、会社のために教材を作成すれば、2社目以降の内容をほぼ同じにして使用できるので、作成者にとっては有利です。
- なお、社会保険労務士も日本語教員の要件を満たせば、講師として助成金の講師料もテキスト代も受け取れる可能性があります。チームになれば、助成金担当の社会保険労務士と講師担当の社会保険労務士で業務開拓もできます。

日本語教育の要件とは？

- 日本語教員の資格として助成金が定めているのは、法務省出入国在留管理庁の告示で、「日本語教育機関の告示基準」第1条第13項に記載されている「教員」の資格です。
- この資格を取るためには、「学士の学位を有し、かつ日本語教育に関する研修であって相当と認められるものを420単位（時間）以上受講し、これを修了したもの」と定められています。
- 上記の基準を満たせば、年齢制限等ありませんので、法務省が認めた教育機関にてコースを受講することで、社会保険労務士も日本語教員の資格を取得することが可能となります。

外国人の日本語能力を測定する日本語能力試験とは？

- 日本語を母国語としない人の日本語能力を認定する語学検定試験で、7月と12月の第1日曜日に実施されます。実施される国の数は、日本を含めて87か国です。
- 実施機関は、運営を含め国際交流基金と財団法人日本国際教育支援協会です。
- 日本語の試験のレベルは、N1からN5までの5段階で、一番できるレベルはN1ということになります。
- ただし、マークシート方式の試験のために、書いたり話したりする能力と同等ではありません。

助成金の対象となる外国人の日本語レベルとは？

- 助成金では、N2,N3,N4, N5の4つのレベルにある外国人を対象とします。厳密には、N5にすら到達していない全くの日本語初心者も含むものです。
- N5とN4では、主に教室内で学ぶ基本的な日本語がどれくらい理解できるかを測ります。
- N3は、N2とN1までいかないN4とN5を橋渡しするレベルです。
- N1とN2では、現実の生活の幅広い場面での日本語がどのくらい理解できるかを測ります。

N1は、幅広い場面で使われる日本語を理解することができるレベルです。

- 日本の医師試験や薬剤師試験を受けるためには、N1に合格していることが必要です。
- N1は、日本人が中学校3年生までに習う漢字を2000字覚えている必要があり、語彙数も10,000が目安とされています。中国人で合格できる人は多いですが、欧米系の人だと、漢字で読む日本の小説が好きというタイプでないと合格が難しいです。900時間から1200時間の勉強が必要とされています。
- N1を取得すると、高度人材の場合、20ポイントのボーナスポイントがもらえます。

N2は、日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベルです。

- 日本の大学に留学するためには、少なくともN2に合格している必要があります。
- N2で出題される漢字のレベルは、日本の小学校卒業時までに学ぶ1000の漢字です。
- 出入国在留管理局が、通訳としての仕事ができる最低ラインはN2と定めています。ホテルのフロント業務で、日本人と外国人の双方を相手に業務をする場合もこのN2のレベルがないと在留資格の許可が下りません。

N3は、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベルです。

- 日本人が小学校3年生までに学習する440の漢字に加え、小学校4年生で使われる200の漢字の多くを理解する600の漢字を理解する必要があります。
- N3は、日本国籍の取得を考えている外国人の一つの目標レベルとなります。
- 介護職の場合、N3の理解は患者とのコミュニケーションや介護の日誌の入力の際にも必要になるレベルとされています。
- 最低限N3レベルのコミュニケーション能力がないと、日本人と同じ職場で仕事を円滑に進めるのは難しいとされます。

N4は、基本的な日本語を理解することができるレベルです。

- 外国人が日本に来て日本人と共に働くために超えなくてはならない最低ラインがN4です。
- 新しい在留資格「特定技能」の在留資格を取得するためには、N4レベルの日本語力と、日本語で受ける技能試験に受かっていることが絶対条件ですので、日本語教育の一つの目安となる基準ともいえます。
- N4では、漢字数では300、語彙数では1500の知識が必要になります。傾向と対策で試験勉強して合格したタイプの外国人だと、日本に入国後継続的に日本語学習をする必要があります。

N5は、ITエンジニアなどほとんど日本語を使用しない人たちの日本語レベルです。

- 日本語を学習したことがない人が、このN5に合格するためには、300時間程度の学習が必要となります。
- ひらがなやカタカナと小学校1年から2年生のレベルの漢字を理解することが求められます。
- ウクライナ避難民のように、緊急性があり、日本語を覚えることが生活のために必要な方は、まずこのN5の合格を目指すこととなります。
- マークシートの試験で日本語力を測定しているので、コミュニケーション能力向上のためには、別途研修を受けないと、仕事レベルで意思疎通が難しい状況となります。

外国人の仕事で、日本語力が最低限ないと仕事上困ること

- 外国人の場合、労災の発生率が日本人で同じ仕事をする場合に比べて2倍増加するということが、厚生労働省の調査で明らかになっています。その多くが、日本語の漢字の標識を理解していないなど、言葉の問題から起きています。
- 外国人の場合、日本語の理解が不足していると仕事のスピードも遅くなり、一人当たりの生産性が落ちます。
- 外国人の場合、日本語能力が低いと、上司からの指示を間違えるなどして、結果としてパワーハラスメントの対象となりやすいです。

交付申請に必要な書類

- ① 中小企業の外国人従業員に対する研修等支援助成金交付申請書
- ② 経費統括表 ③ 経費内訳書 ④ 計画書 ⑤ 誓約書 ⑥ 印鑑証明書 ⑦ 商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ⑧ 法人事業税・法人都民税の納税証明書 ⑨ 会社概要（ホームページがあればその写し） ⑩ 助成対象外国人従業員を雇用していることが証明できるもの（労働条件通知書、雇用契約書、雇用保険被保険者資格取得届または外国人雇用状況届） ⑪ 日本語教育等のカリキュラムの総受講時間数や内容が確認できる書類 ⑫ 助成対象外国人従業員の在留資格を証明する書類（在留カードの写し） ⑬ 見積書等の申請額を積算した根拠書類 ⑭ （該当企業のみ）代理提出委任状 ⑮ その他東京都知事が必要と認める書類（審査の必要に応じて追加資料として求められるもの）

交付決定までの時間と書類の入手方法

- 提出された書類が審査され、適正と認められると東京都から交付通知書が送られてきます。審査には約1か月かかります。
- 注意点は、都の交付決定後に計画した助成事業を行うようにするという事です。
- 助成金の申請に係る申請用紙等の入手は、東京都産業労働局雇用就業部のホームページ「TOKYOはたらくネット」からダウンロードできます。
- URL:
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/kakuho/gaikokujinnkennshu/>

実績報告について

- ① 中小企業の外国人従業員に対する研修等支援助成金実績報告書
- ② 経費統括表 ③ 経費内訳書 ④ 実績書
- ⑤ 日本語教員の略歴書（日本語教育機関の告示基準第1号第13項に記載の教員である旨わかるように記載する必要があります）
- ⑥ 領収書の写し等の実績報告額を積算した根拠資料
- ⑦ 修了証書、受講証明書等の受講履歴が分かる書類 「日本語教材作成」の場合は、作成した日本語教材の内容が分かるものを提出する必要があります。
- ⑧ その他知事が必要と認める書類

外国人従業員の助成金は対象が限られますので、在留カードの確認が必要です。



住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
許可: 原則週 28 時間以内・風俗営業等の従事を除く		在留資格更新許可申請中

4つの対象となる在留資格を理解する

- 在留資格は、外国人が日本に在留する間、一定の活動を行うことができること、または一定の活動を行うことができること、または、一定の身分や地位を有するものとしての活動を行うことができることを示す「入管法の法的な資格」のことをいいます。外国人はこの法的な資格に基づいて日本に在留し、日本で活動することができます。
- 今回の研修制度の対象となる在留資格は、「技術・人文知識・国際業務」の他に「技術」、「特定技能」、「技能実習」です。就労系のこの4つの在留資格以外は、対象になりません。

① 「技術・人文知識・国際業務」とは

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（一の表の教授の項、芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の経営・管理の項から教育の項まで及び企業内転勤の項から興行の項までの下欄に掲げる活動を除く。）

一般的には、ITエンジニアや海外広報担当者などが該当

② 「技能」とは

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動

基本的に技能の9割は、外国人の調理人です。この他、外国独特の工芸品を制作する人などが該当します。

③ 「特定技能」とは

- 1 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約（第二条の五第一項から第四項までの規定に適合するものに限る。次号において同じ。）に基づいて行う特定産業分野（人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野として法務省令で定めるものをいう。同号において同じ。）であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動
- 2 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟練した技能を要する業務に従事する活動

④ 特定産業とは？

出入国管理及び難民認定法の中に規定される「人材を確保することが困難な状況」にあたるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野をいいます。

次の14業種が特定産業に該当します。

- ①介護分野
- ②ビルクリーニング分野
- ③素形材産業分野
- ④産業機械製造分野
- ⑤電気・電子情報関連産業分野
- ⑥建設業分野
- ⑦造船・船用工業分野
- ⑧自動車整備分野
- ⑨航空分野
- ⑩宿泊分野
- ⑪農業分野
- ⑫漁業分野
- ⑬飲食料品製造業分野
- ⑭外食業分野

⑤ 「技能実習」とは (1)

1 次のイ又は口のいずれかに該当する活動

イ 技能実習法第八条第一項の認定（技能実習法第十一条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた技能実習法第八条第一項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第二項第一号に規定する第一号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）に係る業務に従事する活動

ロ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第四項第一号に規定する第一号団体監理型技能実習に係るものに限る。）に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動

2 次のイ又は口のいずれかに該当する活動

イ 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第二項第二号に規定する第二号企業単独型技能実習に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

現在86の職域の158種類の業務が技能実習制度の対象となっていますが、今後見直しされる予定です。

⑥ 「技能実習」とは (2)

- 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第四項第二号に規定する第二号**団体監理型技能実習**に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動
- 3 イ ^{活動}技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第二項第三号に規定する第三号**企業単独型技能実習**に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動
- 技能実習法第八条第一項の認定を受けた同項に規定する技能実習計画（技能実習法第二条第四項第三号に規定する第三号**団体監理型技能実習**に係るものに限る。）に基づいて技能等を要する業務に従事する活動

おわりに

日本では急激に少子高齢化が進み2016年以降100万人未満の出生数が続き、2022年の出生数は80万人を切りました。これは、1949年（昭和24年）の出生数の29%に過ぎず、社会的にも危機的状況です。

これから2040年に向けて、約1,000万人以上の労働力が不足すると言われていています。AIやIT化で対応できるケースもありますが、大半は外国人労働者を雇用することにより対応するしかありません。急激に増える外国人に日本語を教育する必要性は増すことは間違いなく、助成金の対象として扱われる可能性が高いと思われれます。

なぜ社会保険労務士が日本語教師に向いているのか

大半の外国人は、業務を円滑に進めるために必要な日本語能力のレベルが不足しているため、日本語教育や研修を継続して行っていく必要があるのです。

短期間に大人数の外国人が労働者として入国し、企業で働くことになるので、**就業規則の説明等会社で働く人間に必要な労働法規や実務に精通した日本語教師**が求められます。日本語教師として、外国人の労務管理に貢献することが新しい時代の社会保険労務士の一つの形になるでしょう。

外国人雇用管理研究会のご紹介

- 今後、外国人の労務管理等に関する知識を蓄えていきたいとお考えの先生におかれましては、外国人雇用管理研究会に参加することをお奨めします。
- 助成金実務研究会のメンバーの方は、2023年2月25日（土）もしくは、3月25日（土）の研修会に無料で参加することができます。会場の定員を越す場合は、ZOOM参加になります。
- ご希望の方は、jimu@tokyointernational.jp までメールをいただければ、会場の案内を送らせていただきます。
- 今後、日本語教育のテキストの作成も行い、実務で使用する先生のサポートも行う予定です。